

消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 26 年 7 月 9 日

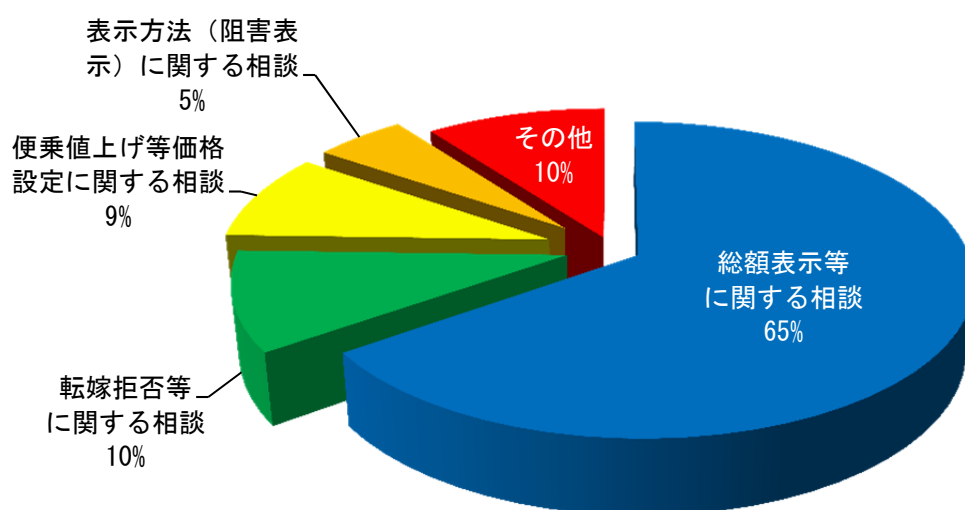
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 6 月（6/1～6/30）の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

6 月の相談件数：電話 387 件、メール 33 件

【相談内容（全 420 件）の内訳（※）】



注）構成比は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても 100 とはならない。

2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 当社は、小売業を営んでおり、当社の取扱い商品について一般消費者向けにパンフレットを作成している。パンフレットは数年に1度、作成している。平成26年4月に作成したパンフレットには個々の商品の税抜価格のみを記載しているところ、平成29年4月以降、このパンフレットが残ってしまった場合に、引き続きこのパンフレットを配布することは認められるか。

A. 総額表示義務の特例は、平成 29 年 3 月 31 日までの特別措置です。したがって、同年 4 月 1 日以後に配布するパンフレットの販売価格の表示は、総額表示で行う必要があります。このため、お尋ねのような税抜価格のみ表示されたパンフレットを 4 月 1 日以後使用する場合には、価格表（「税抜価格」と「税込価格」を対比したものなど）を挟み込んでいただくなどの対応が必要となります。

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 8 件

Q. ある店では商品の値札に旧税率の税込価格が表示されており、レジでの支払の時点で新税率に基づく価格を支払わなければならないことが分かった。このような方法は許されるのか。

A. 総額表示義務の特例により、例えば、商品の陳列棚など、消費者が商品を選択する際に目に付きやすい場所に明瞭に「店内の商品は、旧税率(5%)に基づく税込価格となっていますので、レジにて改めて新税率(8%)に基づき精算させていただきます。」といった掲示をするなど、その表示する価格が現行の税率に基づく税込価格であると消費者に誤認されないための措置を講じている場合には、旧税率に基づく価格表示を行うことが可能です。

Q. 税抜表示が認められたことによって最終的に支払う金額が支払の段階で分かるというのは消費者にとって不便であり、早くやめるべきである。税抜表示はいつまで認められているのか。

A. 今般の消費税率の引上げに伴い設けられた消費税転嫁対策特別措置法により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)」を講じている場合に限り、税込価格によらない表示ができることとされています(総額表示義務の特例)。この特例は、消費税率の2度にわたる引上げに伴う事業者の事務負担等に配慮して設けられたものです。

消費者の方におかれましては、このような経緯も踏まえ、事業者が行う価格表示に御理解いただきますようお願いいたします。

なお、この特例を適用して税込価格によらない表示を行う事業者は、平成29年3月31日までの間であっても、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

Q. 消費税率が8%から10%に引き上げられた場合にも5%から8%に引き上げられたときと同様に経過措置の適用はあるのでしょうか。

A. 請負工事等の経過措置については、既に法律で規定されていますが、一部、政令で規定することとされている事項については、今後、政令により手当てすることになります。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 取引先(特定事業者)から仕事を請け負っているところ、消費税率の引上げに伴い、増税分の引上げを要請しようと考えているが、「当社は税込価格方式なので発注金額の見直しは行わない」と言われることを懸念している。

A. 従来の税込価格に消費税率の引上げ分を上乗せした価格より低く定めることは、合理的な理由がない限り、「買ったとき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。従来から税込価格方式で取引金額を定めているとの理由で取引金額を据え置くことは合理的な理由とはなりませんので、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談下さい。

Q. 当社(小売業)は、納入業者との間で当社の販売実績に応じてリベートの支給を受ける契約を締結しているが、消費税率引上げに伴いリベートの支給条件について納入業者との間で再交渉することを考えている。消費税転嫁対策特別措置法との関係において注意すべきことはあるか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法において、特定事業者が合理的な理由なく、特定供給事業者に対して既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否すること(減額)や、消費税の転嫁に応じることと引換えに、金銭等の経済上の利益を提供させること(利益提供の要請)は禁止されています。

そのため、合理的な理由なく小売業者(特定事業者)が消費税率引上げに伴い納入業者(特定供給事業者)に対してリベートを増額する又は新たに提供するよう要請することにより、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合には「減額」として、また、消費税の転嫁に応じることと引換えに当該リベートの支払を要請することは「利益提供の要請」として、それぞれ消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

○ 表示方法（阻害表示）に関する相談

Q. 当社（メーカー）は消費者との間である商品を3月までに引き渡すこととし、消費税率は5%としていたが、当社側の責任により商品の引渡しに4月以降にずれ込んだ場合、当初の契約金額を据え置くこととしているが、その際注意すべきことはあるか。

A. お尋ねのように契約金額の総額を据え置く場合であっても、平成26年4月1日以後に商品の引渡しが行われた取引については、原則として、新税率8%が適用されます。したがって、売上げに係る消費税額は据え置いた契約金額（税込価格）の8/108となります。

また、事業者が平成26年4月1日以後に供給する商品について「消費税は転嫁しません。」といった消費税分を値引きする旨の宣伝や広告を行うことは消費税転嫁対策特別措置法第8条で禁止されていますので御留意ください。

お問い合わせ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610